

令和3年

第20回教育委員会会議

議案第38号

秋田県教育委員会

議案第 38 号

令和 4 年度秋田県立高等学校教科用図書追加採択について

次のとおり令和 4 年度秋田県立高等学校教科用図書を追加採択するものとする。

令和 4 年度使用 県立高等学校教科用図書追加採択（案）
（高等学校用教科書第 2 部）（別添）

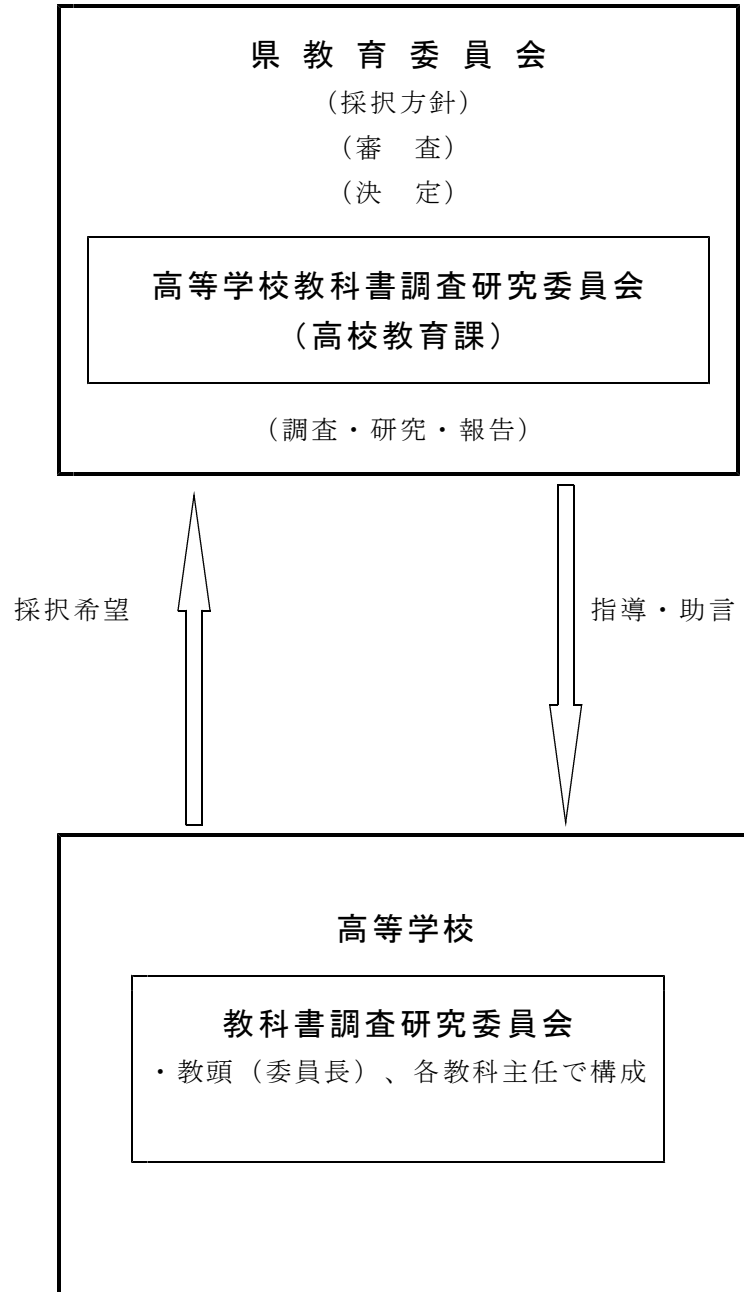
令和 3 年 12 月 23 日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定により、令和 4 年度の秋田県立高等学校教科用図書を採択する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

県立高等学校教科用図書採択のための組織及び手続きの流れ



県立高等学校における教科用図書採択の流れについて

令和3年12月23日
高 校 教 育 課

- 1 高校教育課に「高等学校教科書調査研究委員会」を組織し、各教科用図書の内容等に関する資料を作成する。
- 2 6月21日、高校教育課から各校に対し、「教科書調査研究委員会」を設置するとともに、採択希望教科書を選定し、7月13日までに提出するよう指示する。

※教科書調査研究委員会

- ・教頭を委員長とし、各教科主任等で構成する。
- ・教科書等の編著作に関与した者及び教科書会社に三親等以内の親族が勤務している者は委員としない。

※採択希望教科書

- ・生徒の実態、希望の理由、昨年度使用教科書の感想・意見等を明記する。
- ・選定に際しては、公正確保に努めるとともに、教科書発行者の宣伝行為等による影響によって左右されないようにする。

- 3 「高等学校教科書調査研究委員会」において、各校から提出された資料に基づき、各校の教育目標や教育課程との適合性・整合性等について確認する。必要に応じて指導・助言を行う。

令和4年度使用
県立高等学校教科用図書追加採択(案)

(高等学校用教科書第2部)

(凡例)

学校番号	高等学校名	国語			地歴公民	
		国語総合	国語表現	～	世界史A	～
1	花 輪	第一360			清水313	
2	十和田	大修館347			山川315	
3	小 坂	三省堂339	大修館307		東書310	
ㄱ						

「国語総合」「国語表現」「世界史A」：科目名

「第一」「大修館」「三省堂」「清水」「山川」「東書」：発行者の略称

(第一学習社・大修館書店・三省堂・清水書院・山川出版社・東京書籍)

「360」「347」「339」「307」「313」「315」「310」：教科書の番号

第2部 現行の学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づいて編集された文部科学省検定済教科書

高校教育課

		専門			
学校番号	高等学校名	情報			
		令和4年度			
30	仁賀保	実教306			

令和4年度使用
 県立高等学校教科用図書追加採択（案）

（高等学校用教科書第2部）

新旧対照表

（凡例）

学校番号	高等学校名	国語				～
		国語総合		国語表現		
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	
1	花輪	第一360	第一360			
2	十和田	大修館347	大修館347			
3	小坂	三省堂339	三省堂339	大修館307	大修館307	
}						

「国語総合」「国語表現」：科目名

「第一」「大修館」「三省堂」：発行者の略称
 （第一学習社・大修館書店・三省堂）

「360」「347」「339」「307」：教科書の番号

第2部 現行の学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づいて編集された文部科学省検定済教科書

高校教育課

学校番号	高等学校名	情報					
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
30	仁賀保	実教306					